

公立大学ガバナンス・コードにかかる適合状況について

作成日 2025年12月3日

公立大学ガバナンス・コード	本学の対応
<p><b>【基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築】</b></p> <p>公立大学は、設置自治体が生ずる設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。</p>	<p>本学の設置目的を踏まえ、設立団体が示した中期目標の達成に向けて中期計画及び年度計画を策定し、計画の実現に向けた運営体制を構築している。</p> <p>○中期目標・中期計画・年度計画  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/mokuhyo-keikaku/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/mokuhyo-keikaku/</a></p>
<p><b>原則1-1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定</b></p> <p>公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。</p>	<p>本学の4つの教育理念と設置目的を踏まえ、設立団体が示した中期目標の達成に向けて中期計画及び年度計画を策定している。</p> <p>中期計画及び年度計画の策定に当たっては、理事会、経営審議会及び教育研究評議会において学外理事・委員から意見を聴取している。また、法人評価委員会においても、委員からの意見を活かしている。</p> <p>さらに、中期計画の策定にあたっては各年度の目標値をあらかじめ定め、実現に向けた道筋を共有している。</p> <p>○中期目標・中期計画・年度計画  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/mokuhyo-keikaku/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/mokuhyo-keikaku/</a></p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>

<p><b>原則 1 - 2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築</b></p> <p>公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するための IR 機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。</p>	<p>目標の達成のために策定した中期計画については、「内部質保証に関する方針」に定めた PDCA サイクルを回すことで、成果の検証及び目標・戦略の見直しへの反映を行っている。</p> <p>DX・IR 推進方針に基づき、DX・IR 推進室を中心に体系的なデータの分析・活用を進めていくこととしている。</p> <p>○内部質保証に関する方針  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000707.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000707.html</a></p> <p>○山口県立大学 DX・IR 推進方針  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000842.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000842.html</a></p>
<p><b>原則 1 - 3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築</b></p> <p>公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。</p>	<p>予算については、中期計画の実現に向けメリハリのある配分を行っている。また、教職協働組織として4つの戦略本部会議を設置し、経営に係る本部会議は理事長が、教育・学生支援・研究・地域連携・入試・高大連携に係る本部会議は学長が本部長となることで、理事長及び学長のリーダーシップのもと、学部・大学院や事務部局の枠を越え全学的に教学マネジメント機能を発揮できる体制となっている。</p> <p>○山口県立大学経営戦略本部規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000668.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000668.html</a></p> <p>○山口県立大学教育・学生支援本部規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000670.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000670.html</a></p> <p>○山口県立大学教育・学生支援本部規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000675.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000675.html</a></p> <p>○山口県立大学入試・高大連携本部規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000796.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000796.html</a></p>

<p><b>原則 1 - 4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成</b></p> <p>公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。</p>	<p>教員については、広く公募を行うことで学外から優秀な人材を集めるとともに、学外委員を含めた人事委員会を設置し、多角的な視野から採用等を審議している。</p> <p>事務職員については、山口県からの派遣職員受け入れや、山口大学との人事交流を行うことなどで、多様な人材の確保に努めている。</p> <p>また、計画的かつ戦略的な人材育成を行っていくため、「公立大学法人山口県立大学職員研修規程」及び「山口県立大学教職員研修実施方針」を定め、FD・SD研修会を実施するとともに、外部団体が開催する研修会も活用しながら効率的・効果的に教職員の資質向上を図っている。「山口県立大学が求める人材像」に基づき、FDの企画実施は教育研究支援部で行い、SDについては法人経営部で行っている。</p> <p>○山口県立大学職員研修規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000247.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000247.html</a></p>
<p><b>原則 1 - 5 自ら実行する不断の改革</b></p> <p>公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。</p>	<p>時代や社会の変化に対応し、これからの予測不可能な新時代を見据えて地域とともに未来を切り拓く大学であり続けるため、「山口県立大学将来構想」を山口県と策定しており、実現に向け取り組んでいる。</p> <p>将来構想に掲げる、学部再編や高大連携（附属高校の設置など）については、積極的に社会に発信している。</p> <p>○山口県立大学将来構想  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/mokuhyo-keikaku/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/mokuhyo-keikaku/</a></p>

<p><b>【基本原則 2 公立大学の適正な経営の展開】</b></p> <p>公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。</p> <p>またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。</p>	<p>理事長、学長、専務理事を始め、副学長や事務局長が出席する経営戦略本部会議を定例開催し、迅速・的確な意思決定を行っている。</p> <p>また、トップへの牽制機能としては、法人の業務を総理する理事長と、教学の責任者である学長を置き、役割を分担している。さらに、内部監査委員会を設置し、監査実施計画を決定のうえ監査を実施している。</p> <p>○山口県立大学経営戦略本部規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000668.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000668.html</a></p> <p>○山口県立大学内部監査委員会規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000678.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000678.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 1 学長をはじめとした経営執行部の責務</b></p>	
<p><b>原則 2 - 1 - 1 学長の責務</b></p> <p>学長は、基本原則 1 に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。</p>	<p>教職員については、適宜、理事長・学長による全学説明会を開催するなど、大学の取組方針についての理解促進を図っている。また、学生については、入学式や卒業式などの機会をとらえ、情報発信に努めている。</p> <p>また、法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会には、法人経営に社会の意見を反映させるため、産業界を中心に学外委員に参画いただいているほか、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会には、構成員に外部有識者を加えることにより、常に社会の動向を意識し、多様な意見を取り入れながら大学運営を行っている。</p> <p>○山口県立大学定款  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 1 - 2 学長を支える補佐体制の構築</b></p> <p>学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能す</p>	<p>学長を支える体制として、副学長及び学長補佐を置いている。副学長及び学長補佐は、学長の申出に基づき理事長が選考し指名することとしており、必要に応じて特定分野の補佐体制を強化できる仕組</p>

<p>る体制を整備する。</p>	<p>みとなっている。</p> <p>○山口県立大学学則  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000720.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000720.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 1 - 3 戦略的な資源配分</b></p> <p>学長は、原則 1 - 2 及び 1 - 3 で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。</p>	<p>教員の採用等については、理事長・学長・学部長・学科長をメンバーに含む人事調整会議において方針を審議しており、これにより、学部や研究科において教育・研究・地域/社会貢献機能を最大化できるよう考慮しながら、戦略的な教員配置を行っている。</p> <p>また、予算については、当初予算編成方針において、中期計画の達成に必要な取組に重点的に予算配分する方針を明記するなど、メリハリのある予算編成を行っている。</p> <p>組織編制については、中期計画において見直しを行い、成果は中期計画の達成状況評価において検証している。</p> <p>○山口県立大学人事調整会議規則  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000797.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000797.html</a></p> <p>○財務情報  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/zaimuitiran/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/zaimuitiran/</a></p>
<p><b>原則 2 - 1 - 4 大学の経営執行部に求められる責務</b></p> <p>大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。</p>	<p>理事長、学長、専務理事を始め、副学長や事務部長が出席する経営戦略本部会議を定例開催することで、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討を行う体制を整えている。</p> <p>○山口県立大学経営戦略本部規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000668.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000668.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築</b></p>	
<p><b>原則 2 - 2 - 1 外部ステークホルダーを交え</b></p>	<p>法人の経営に関する重要事項を審議するため、経</p>

<p><b>た経営審議体制の構築</b></p> <p>公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。</p>	<p>営審議会を設置している。法人経営に社会の意見を反映させるため、産業界を中心に学外委員に参画いただいている。委員は半数以上が学外委員で構成されている。</p> <p>経営審議会では、審議事項、報告事項に加え、積極的に意見を聴くための協議事項を設定し、議論や意見交換の活性化を図っている。</p> <p>○山口県立大学定款  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 2 - 2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築</b></p> <p>公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。</p>	<p>教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会を設置している。同評議会は学長・副学長のほか、教職員管理職や外部有識者で構成され、幅広く審議が行われる体制を整えている。</p> <p>また、同評議会の審議事項は定款に明記されている。</p> <p>○山口県立大学定款  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 2 - 3 大学業務に対する適切な監査体制の構築</b></p> <p>公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。</p>	<p>監査に係る業務を適正に遂行するため内部監査委員会を整備し、法人に置かれた監事による財務・業務監査、県監査委員による財政的援助団体等監査に関する対応を行うとともに、科研費や研究費の監査、環境監査などを実施し、業務改善に向けた提言を検討、その結果について理事長に報告する体制としている。また、監事監査においては、内部監査の実施状況を確認している。</p> <p>○山口県立大学内部監査規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000663.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000663.html</a></p> <p>○山口県立大学内部監査委員会規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000678.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000678.html</a></p>

<b>原則 2 - 3 学長選考機関の責務</b>	
<b>原則 2 - 3 - 1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考</b> 選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像（資質・能力等）を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。	定款において、学長選考会議を置き、経営審議会から選出される4名（うち3名は学外者）及び教育研究評議会から選出される4名（うち1名は学外者）をもって構成すると規定している。  ○山口県立大学定款 <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000001.html</a>
<b>原則 2 - 3 - 2 学長の解任のための手続きの整備</b> 選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。	学長選考会議規則において、学長選考会議の審議事項の一つに、学長の解任に関することを定めている。また、解任の申出に係る手続や公表の手順については、学長の選考等に関する規則に定めている。  ○山口県立大学学長選考会議規則 <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000462.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000462.html</a> ○山口県立大学学長の選考等に関する規則 <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000463.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000463.html</a>

<p><b>原則 2 - 3 - 3 学長の業務執行に関する評価</b></p> <p>選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにする事なく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。</p>	<p>本学の学長選考会議は、選任後の学長の評価を行うこととしていない。</p> <p>また、教職員は、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から学長選考会議に対し、解任の審査の実施を請求することができ、選考機関による学長の選考を一過性のものにする事がないようにしている。</p> <p>○山口県立大学学長の選考等に関する規則  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000463.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000463.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 4 法令遵守とリスクマネジメント</b></p>	
<p><b>原則 2 - 4 - 1 法定事項に関する適切な情報開示</b></p> <p>公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。</p>	<p>中期計画・年度計画、事業報告書及び財務諸表をはじめとした財務情報（決算）を公表しており、それぞれについては経営審議会、理事会等で議論している。公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、教育や研究の質を一層向上させるため、保有する各種情報の公開に努めている。</p> <p>本学ホームページでは、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成 22 年文部科学省令第 15 号)に基づき、教育や研究にかかわる主要なデータを公開している。</p> <p>○財務情報  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/zaimuitiran/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/zaimuitiran/</a></p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>
<p><b>原則 2 - 4 - 2 研究活動における倫理の遵守</b></p> <p>公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。</p>	<p>競争的研究費等の不正使用防止に係るコンプライアンス教育・啓発活動計画を定めて、各種研修や啓発活動を定期的実施している。これらに加え、研究インテグリティを確保するため、「山口県立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び「山口県立大学における学術研究活動に係る行動規範」に基づき、研究活動の公正性・透明性を一層推進する。</p> <p>また、「学術研究推進共同体」助成事業により、</p>

	<p>シニア研究者による若手研究者の育成を行っているほか、経費執行や手続き等で疑問が生じたときは、いつでも研究支援部門等に相談できる体制を整えている。</p> <p>○山口県立大学競争的資金等不正使用防止計画  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000239.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000239.html</a></p> <p>○山口県立大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000076.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000076.html</a></p> <p>○山口県立大学における学術研究活動に係る行動規範  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000237.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000237.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 4 - 3 大学特有のリスクに対する備え</b></p> <p>公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。</p>	<p>内部監査を一元的に所掌するため内部監査委員会を設置しているほか、情報セキュリティポリシーを定め、周知している。</p> <p>また、危機管理については、「危機管理マニュアル」の策定により、不審者侵入や豪雨災害発生など社会情勢の変化に対応した体制の整備を行っている。</p> <p>○山口県立大学内部監査委員会規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000678.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000678.html</a></p> <p>○山口県立大学危機管理規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000305.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000305.html</a></p>
<p><b>原則 2 - 4 - 4 内部統制の仕組みの整備と運用体制</b></p> <p>公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。</p>	<p>毎年実施する内部監査（法令遵守監査、競争的資金等監査、リスクに対する監査）において、明らかになった課題については、対象部局長にフィードバックし、理事長から改善について指示を行い、改善につなげる体制を整備している。</p> <p>○山口県立大学内部監査規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000663.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000663.html</a></p>

<p><b>【基本原則 3 教育研究の発展】</b></p> <p>公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。</p> <p>そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。</p>	<p>教学マネジメント指針に基づき 2021 年度には 3 つのポリシーの一貫性を見直しとアセスメントプランを策定し、2022 年度からの新カリキュラムに反映させたところである。</p> <p>教育研究等の質保証については、内部質保証に関する方針に定める内部質保証体制により、教育研究活動その他大学の諸活動の状況について自ら点検・評価し、PDCA サイクルを回している。</p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>
<p><b>原則 3 - 1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現</b></p>	
<p><b>原則 3 - 1 - 1 学位プログラム毎の学修目標と方針の具体化</b></p> <p>公立大学は、基本原則 1 で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。</p>	<p>3 つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を各学科・研究科ごとに策定している。ディプロマポリシーについては、学力の 3 要素に分けて 3 項目設定するとともに各項目に 2～3 の具体的な学修目標を設定している。</p> <p>また、学修目標を達成するために、内部質保証に関する方針に定める内部質保証体制により、教育研究活動その他大学の諸活動の状況について自ら点検・評価している。</p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>
<p><b>原則 3 - 1 - 2 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成</b></p> <p>公立大学は、原則 3 - 1 - 1 で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。</p>	<p>各学部・研究科では、学修目標を達成するために、各授業科目を体系的に整理し、目指す進路に応じた複数の履修モデルを設定している。</p> <p>学修者に向けてはオリエンテーション等を通じて、学位プログラムの目標や目的を説明し、あわせて履修モデル等を提示して理解を促している。</p>

	<p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>
<p><b>原則 3 - 1 - 3 教育成果と学修成果の把握と可視化</b></p> <p>公立大学は、原則 3 - 1 - 2 で掲げる教育課程を通じ、原則 3 - 1 - 1 の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。</p>	<p>2022 年度から開始した新たな 3 つのポリシー並びに新カリキュラムにおいては、DP の達成度について客観的指標と主観的指標を組み合わせ測定を始めた。これにより学修成果と教育成果を可視化し、学生の成長並びに課程の改善に活用している。</p> <p>また、2022 年 4 月より学生カルテの利用を開始しており、毎学期初めに学生が学修目標・計画を入力し、学修支援を行うチューター教員が成績・履修科目状況・GPS-Academic の結果等を見ながらフィードバックを行う仕組みとなっている。</p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>
<p><b>原則 3 - 2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築</b></p>	
<p><b>原則 3 - 2 - 1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善</b></p> <p>公立大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えるとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、教学の取組みを可視化し、改革に資するための FD、SD 及び教学 IR を推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。</p>	<p>全学的な内部質保証は、経営については理事長、教育研究等については学長の責任の下で行っている。副学長を委員長とする自己点検評価委員会が、自己点検評価の結果及び改善に向けた提言を、学長が議長を務める内部質保証推進会議に報告している。また、自己点検評価は、教職員レベル、組織レベル、全学レベルの 3 つの各段階において行っている。評価項目は、中期計画及び認証評価の項目としている。</p> <p>全学的 FD・SD、全学的 SD 及び学科等毎の FD について、教育・学生支援本部、法人管理部門及び各学部・研究科等がそれぞれ PDCA サイクルを回す体制を整備している。各部局が主体となって、経年的な実施状況とその受講者へのアンケート調査に基づいて振り返り、さらに新たなニーズ等を踏まえて、FD・SD を企画・実施している。</p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>

	<p>○自己点検評価  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ae/jikotenken/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ae/jikotenken/</a></p> <p>○山口県立大学自己点検評価委員会規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000030.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000030.html</a></p> <p>○山口県立大学内部質保証推進会議規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000699.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000699.html</a></p>
<p><b>原則 3 - 2 - 2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用</b></p> <p>公立大学は、原則 3 - 1 - 3 で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則 2 - 4 - 1 で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。</p>	<p>大学機関別認証評価を 6 年ごとに受審し、評価結果は理事会、経営審議会及び教育研究評議会に報告され、大学 web サイトで公表している。また、改善項目は自己点検評価委員会からの提言として PDCA サイクルに組み込み、改善に向けた取組の進捗をチェックしている。</p> <p>大学の取組については積極的に学修者や社会に発信している。</p> <p>○大学認証評価  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ae/ninteiyouka/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ae/ninteiyouka/</a></p>

<p><b>【基本原則 4 地域社会への貢献】</b></p> <p>公立大学は、設置自治体が示す設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。</p> <p>その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。</p>	<p>山口県唯一の「県立大学」として、地域の要望に応えることができる「地域貢献型大学」を目指している。</p> <p>本学が掲げている 4 つの教育理念の一つに「地域社会との共生」があり、その理念の下、山口県が策定した中期目標を踏まえて本学の中期計画を策定し、全学的に地域貢献の取組を推進している。</p> <p>また、健康や文化に関する専門的な教育研究を行うとともに、人材の育成や研究成果の社会還元による地域貢献活動を積極的に展開し、地域社会の発展に寄与する存在感ある「地域貢献大学」となることを目指している。</p> <p>○教育情報の公表  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ip/</a></p>
<p><b>原則 4 - 1 ステークホルダーとの信頼醸成</b></p>	
<p><b>原則 4 - 1 - 1 設置自治体との有機的な関係構築</b></p> <p>公立大学は、基本原則 1 で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。</p>	<p>設置自治体とは、随時情報共有を行い、課題共有や関係構築を図るとともに、設置自治体が定める目標を達成するために本学が策定した中期計画については、設置自治体が開催する法人評価委員会で成果の確認を行いながら、適切な大学運営を進めている。</p> <p>○中期目標・中期計画・年度計画  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ae/jikotenken/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ae/jikotenken/</a></p>
<p><b>原則 4 - 1 - 2 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築</b></p> <p>公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。</p>	<p>自治体・企業・高等学校等との連携のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図り、相互協力による地域の活性化への寄与及び学生・生徒の資質向上を目的として連携協定を締結している。他にも地域の企業や自治体等から寄せられた相談・依頼に対して、主として地域共生センターが学内の部局・教員とのマッチングを行い、受託研究等の事業化に努めている。県や市町の担当者と同センターの間では、地域課題と本学のシーズとのマッチングについて検討する情報交換会を定期的で開催し、双方の状況把</p>

	<p>握を行うとともに、受託研究等の企画・実施につな        げている。</p> <p>さらに、大学リーグやまぐち（山口県内の高等教        育機関の連携団体）とも密に連携し、同団体が得る        地域ニーズについても学内シーズとのマッチング        を行い、事業化につなげている。</p> <p>また、県民向け講座として、地域で学ぶサテラ        イトカレッジ、キャリアアップ研修、公開授業など        を実施している。</p> <p>○地域連携  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ca/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ca/</a></p>
<p><b>原則 4 - 1 - 3 大学の財政基盤に寄与する地        域住民等との関係構築</b></p> <p>公立大学は、大学運営の財政を支える地域住        民等から理解と支持を得るため、情報公表を通        じて透明性を確保しながら、地域に信頼される        大学としての存在感を高めていく。</p>	<p>中期計画・年度計画に加え、事業報告書や財務諸        表をはじめとした財務情報(決算)を公表している。</p> <p>また、大学の情報を地域に発信するとともに、地        域の団体・住民等との交流・連携促進のために、県        大見本市を毎年度開催している。</p> <p>○財務情報  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/zaimuitiran/">https://www.yamaguchi-        pu.ac.jp/au/cin/zaimuitiran/</a></p>
<p><b>原則 4 - 2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学</b></p>	
<p><b>原則 4 - 2 - 1 地域への優れた人材の輩出</b></p> <p>公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と        協働することで、その地域ならではの質の高い        人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する        人材全体の質の向上に努める。</p>	<p>1年次に全員が履修する「やまぐち未来デザイン        プロジェクトⅠ・Ⅱ」は、地域社会にとって最大の        課題である「人口減少社会」を大テーマ、4つの県        政課題を中テーマとし、学部学科混成チームを多分        野の教員が伴走する特徴があり、地域を知って地域        に貢献できる人材の育成・輩出につながる取組の一        環である。</p> <p>また、山口の将来を担う力を備えた人材輩出のた        め、所要の単位を取得した学生を YFL 人材として        認定している。さらに、地域活性化人材の育成を目        的とした文部科学省「地域活性化人材育成事業～        SPARC～」に応募し採択されたことで、これまでの        取組を一層発展させている。</p>

	<p>○やまぐち未来デザインプロジェクト  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/mirai-design/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/mirai-design/</a></p> <p>○文部科学省等採択プログラム  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ap/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/ap/</a></p>
<p><b>原則 4 - 2 - 2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出</b></p> <p>公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。</p>	<p>本学独自の応募型研究助成制度として、「山口県立大学研究創作活動助成」を毎年度継続して実施している。中でも「地域連携基盤研究型」の種目では、県政策課題や地域課題の解決など、地域のイノベーションの創出に資する研究に対して重点的に助成している。</p> <p>さらに、「学術研究推進共同体」事業を実施し、シニア研究者及び若手研究者の相互支援を通じて、質の高い論文数の増加等の成果を上げ、学内の研究活動活性化に資することを目指している。</p>
<p><b>原則 4 - 2 - 3 共創拠点としてのキャンパス整備</b></p> <p>公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則 4 - 2 - 2 で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。</p>	<p>1号館に設置した地域連携スペースでは、様々な地域連携活動に使用可能な施設を整備している。</p> <p>コワーキングスペースは、異なる職業や立場を持った利用者たちが同じ場所で机や椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら、仕事や作業等をする場所であり、自身の活動の場として利用する中で、他の利用者との出会いや交流を通じて、新たな発見や創造が生み出されることが期待される。</p> <p>また、オンライン配信、動画作成等に必要な AV 機材や PC を設置し、様々なコンテンツ制作等の作業ができるスタジオや、本学の教育研究成果が常設展示されているギャラリー、学内者と地域との交流活動等に使用できるミーティングルームを備えている。</p> <p>○地域連携  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ca/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ca/</a></p>

<p><b>【基本原則 5 持続可能性・多様性のある社会への対応】</b></p> <p>大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。</p>	<p>本学の 4 つの教育基本理念の 1 つ「国際化への対応」を実現するため、国際文化学部では、国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化、個性豊かな地域文化の振興と創造に資する人材の育成を目的としている。</p> <p>教職員の誰もが「ワーク・ライフ・バランス」が実現できるよう、年次有給休暇、育児・介護休業等の取得の促進や時間外勤務の縮減等の周知徹底を図るとともに、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍促進法に基づく「一般事業主行動計画」に掲げた目標達成に向けた対策を実施している。</p> <p>また、アンチ・ハラスメント憲章を策定し、それに基づき、人権の尊重とハラスメント防止に取り組んでおり、全教職員を対象に人権・ハラスメント等に関する研修を毎年度実施している。</p> <p>○国際文化学部  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ic/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ic/</a></p> <p>○一般事業主行動計画  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/koudoukeikaku/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/koudoukeikaku/</a></p> <p>○アンチハラスメント  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/st/campuslife/antiharassment/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/st/campuslife/antiharassment/</a></p>
<p><b>原則 5 - 1 持続可能な社会のための貢献</b></p> <p>公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。</p>	<p>本学の 4 つの教育基本理念の 1 つ「地域との共生」を実現するため、本学が有する知的・人的資源等を活かして地域の自治体や企業等と連携した地域貢献事業（受託研究・共同研究）を実施することにより、地域の課題解決等に取り組んでいる。</p> <p>また、1 年次に全員が履修する「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」では、多様化する地域社会の複合的な諸課題を理解し、持続可能な地域社会をデザインするための基礎的な知識と技能を身に付けた人材を育成することを目指している。</p> <p>○地域連携  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ca/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/ca/</a></p>

	<p>○やまぐち未来デザインプロジェクト  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/mirai-design/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/mirai-design/</a></p>
<p><b>原則 5 - 2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進</b></p> <p>公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取組みを進めていく。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法及び女性活躍促進法に基づく「一般事業主行動計画」に掲げた目標達成に向けた対策を実施している。具体的には、「妊娠中及び子育てを行う教職員の職業生活と家庭生活の両立等を支援するための雇用環境の整備」、「働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備」、「女性の活躍推進に関する取組」に取り組んでいる。</p> <p>また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程に基づき、障害学生支援委員会を設置し、合理的配慮が必要な学生等の支援を行っている。</p> <p>○一般事業主行動計画  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/koudoukeikaku/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/au/cin/koudoukeikaku/</a></p> <p>○山口県立大学障害学生支援委員会規程  <a href="https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000561.html">https://education.joureikun.jp/yamaguchi_pu/act/110000561.html</a></p>
<p><b>原則 5 - 3 人権の尊重とハラスメントの防止</b></p> <p>公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。</p>	<p>ハラスメントに関する全学的な相談窓口として相談員 8 人を配置し、全学の学生及び教職員に周知している。</p> <p>また、ハラスメントの防止及び対策並びにハラスメントの被害者及び加害者に対する必要な措置を執るために、アンチ・ハラスメント委員会を設置し、必要に応じて調査委員会を置く等して、組織的に防止及びすみやかな解決に取り組んでいる。</p> <p>さらに、全教職員を対象に法令遵守や人権・ハラスメント、大学運営等に関する研修を毎年度実施している。</p> <p>○アンチハラスメント  <a href="https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/st/campuslife/antiharassment/">https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/st/campuslife/antiharassment/</a></p>